

## 鹿児島市紙おむつ等購入費助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、重度心身障害者等に対し、在宅又は病院等において使用する紙おむつ等の購入費を助成することにより、重度心身障害者等の福祉の向上及びその世帯の経済的負担を軽減することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 病院等 病院又は診療所をいう。
- (2) 紙おむつ等 紙おむつ、布おむつ、尿とりパットその他排泄物を処理するために必要な物品をいう。
- (3) 重度心身障害者 日常生活動作の大半を独力で行うことが困難であり、かつ、他人の介護を要する身体障害者手帳1級若しくは2級に該当する肢体不自由者又は療育手帳のA1、A2若しくはAに該当する知的障害者で、20歳以上の者をいう。
- (4) 重度心身障害児 障害の程度が前号に規定する障害の程度に該当する者で、年齢が3歳以上20歳未満のものをいう。
- (5) 重度心身障害者等 重度心身障害者及び重度心身障害児をいう。
- (6) 購入費 紙おむつ等の購入又は賃借に要した費用をいう。
- (7) 生計中心者 重度心身障害者等が属する世帯の世帯員及び当該重度心身障害者等を所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養控除の扶養親族とする者のうち、最も収入の多い者をいう。
- (8) 扶養義務者等 次条に規定する対象者の扶養義務者又はその同居親族をいう。
- (9) 障害者支援施設等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち障害児入所施設及び介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第22項に規定する介護保険施設をいう。

### (対象者)

第3条 購入費に対する助成金の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に居住する重度心身障害者等で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けているもの及び鹿児島市紙おむつ等助成事業実施要綱（平成12年4月1日制定）に基づく紙おむつ等助成事業による助成の対象者である者は、この限りではない。

(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の規定により本市住民票に記載され又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条の規定により本市に登録されている者

(2) 当該重度心身障害者等に係る生計中心者が前年分（1月から6月までの間の申請にあつては前々年分）の所得税非課税である者

2 鹿児島市市障害福祉に関する寡婦（寡夫）控除のみなし適用に関する運用を定める要綱の規定に基づき、みなし適用の該当が認められた者については、その認められた内容に応じて、寡婦控除、特別寡婦控除又は寡夫控除があるものとみなして、前項第2号の所得税課税所得金額の算定を行うものとする。

（助成金の額等）

第4条 助成金の額は、対象者が使用する紙おむつ等に係る各月分の購入費に相当する額とし月額4,000円を限度とする。

2 助成金の支給対象となる購入費は、次条第1項の規定による申請のあった日の属する月の初日以降に購入又は賃借した紙おむつ等に係る購入費とする。

（資格認定申請）

第5条 対象者は、次条の規定による助成金の受給資格の認定を受けようとするときは、鹿児島市紙おむつ等購入費助成金受給資格認定申請書（様式第1）に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請は、扶養義務者等が対象者に代わって行うことができる。

（認定の可否）

第6条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査のうえ、受給資格の認定の可否を決定したときは、鹿児島市紙おむつ等購入費助成金受給資格認定（不認定）通知書（様式第2。以下「認定通知書」という。）により当該申請者に通知するものとする。

（助成金の支給申請）

第7条 前条の規定により助成金受給資格の認定を受けた者（以下「支給対象者」という。）は、鹿児島市紙おむつ等購入費助成金支給申請書（様式第3）に認定通知書及び別表の左欄に掲げる期間に係る購入費の領収書を添付して、それぞれ同表の右欄に掲げる支給申請の受付期間内に市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、支給対象者が重度心身障害児又は知的障害者である場合は、その扶養義務者が助成金の支給申請を行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、別表の右欄に掲げる支給申請の受付期間の終了後に助成金の支給申請を行うことができる。ただし、購入費を払った日の属する月の翌月の初日から1年を経過した場合は、この限りでない。

（助成金の支給決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、鹿児島市紙おむつ等購入費助成金支給決定通知書（様式第4）により支給対象者に通知し、速やかに助成金を支給するものとする。

（資格喪失届）

第9条 対象者又は扶養義務者等は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定通知書を添えて、鹿児島市紙おむつ等購入費助成金受給資格喪失届（様式第5）を市長に提出しなければならない。

- (1) 第3条ただし書に規定する者になったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 市外に転出したとき。
- (4) 障害者支援施設等に入所したとき。
- (5) 紙おむつ等を必要としなくなったとき。
- (6) 当該対象者に係る生計中心者に所得税が課税されたとき。

2 前項の規定による届出（第2号、第3号及び第5号を除く）があった場合は、その内容を審査のうえ、受給資格の喪失を決定したときは、鹿児島市紙おむつ等購入費助成金受給資格喪失通知書（様式第6）により受給対象者に通知するものとする。

（支給決定の取消し）

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者がいるときは、その者から、既に支給した助成金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させるとともに、当該受給資格の認定を取り消すことができる。

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の支給について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

（吉田町等の編入に伴う経過措置）

2 吉田町及び喜入町の編入の日前にこれらの町であった区域に住所を有している重度心身障害者等に係る紙おむつ等の購入に対する助成については、平成17年3月31日までの間に限り、この要綱の規定にかかわらず、それぞれ吉田町紙おむつ支給事業実施要綱（平成3年吉田町要綱第5号）及び喜入町紙オムツ給付事業実施要綱（平成15年喜入町告示第6号）の例による。

3 桜島町、松元町及び郡山町の編入の日前にこれらの町であった区域に住所を有している重度心身障害者等については、この要綱の規定は、平成17年3月31日までの間は、適用しない。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成7年7月1日から施行する。  
(平成7年8月1日から同年9月30日までの間に受給資格の認定申請をした者に係る助成金の特例措置)
- 2 平成7年8月1日から同年9月30日までの間に第5条第1項の規定による受給資格の認定の申請をした者に係る助成金の支給対象となる購入費については、第4条第2項の規定にかかわらず、平成7年7月1日以降の購入又は賃借した紙おむつ等に係る購入費とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成8年7月1日から施行する。  
(平成8年8月1日から同年9月30日までの間に受給資格の認定申請をした者に係る助成金の特例措置)
- 2 平成8年8月1日から同年9月30日までの間に第5条第1項の規定による受給資格の認定の申請をした重度心身障害者等に係る助成金の支給対象となる購入費については、第4条第2項の規定にかかわらず、同年7月1日以降の購入又は賃借した紙おむつ等に係る購入費とする。

付 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この要綱による改正後の鹿児島市紙おむつ等購入費助成事業実施要綱第4条の規定は、施行日以降に購入し、又は賃借した紙おむつ等に係る費用について適用し、施行日以前に購入し又は賃借した紙おむつ等に係る費用については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 施行日前に改正後の鹿児島市紙おむつ等購入費助成事業実施要綱(以下「改正前の要綱」という。)第6条の規定により助成金の受給資格の認定を受けたねたきり老人等が、施行日前に購入し、又は賃借した紙おむつ等に係る費用に対する助成については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行前に改正前の要綱に規定する様式により作成された書類は、この要綱による改正後の鹿児島市紙おむつ等購入費助成事業に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、この要綱による改正前の様式第1に規定する様式により作成された書類は、この要綱による改正後の様式第1に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

- 1 この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の鹿児島市紙おむつ等購入費助成事業実施要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市紙おむつ等購入費助成事業実施要項に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の鹿児島市紙おむつ等購入費助成事業実施要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市紙おむつ等購入費助成事業実施要項に規定する様式により作成された書類とみなす。

別表（第7条関係）

購入又は賃借の期間	支給申請の受付期間
1月1日から3月31日支払分	4月1日から4月30日まで
4月1日から6月30日支払分	7月1日から7月31日まで
7月1日から9月30日支払分	10月1日から10月31日まで
10月1日から12月31日支払分	翌年1月1日から1月31日まで

備考 受付期間の初日又は末日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、受付期間の初日又は末日後において、当該日に最も近い日で、日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日を当該受付期間の初日又は末日とする。

付 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。